

社会福祉法人誠会役員報酬等基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等の基準について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 職員兼務の常勤役員等については、職員給与規程により給与、賞与、退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、理事会、評議員会に出席した場合、日当として、1回につき2,000円を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (3) 非常勤理事・監事及び評議員が理事会・評議員会に出席する場合以外で、理事長の承認を得て法人業務に従事した場合についても、1回2,000円の日当を支給するものとする。
- (4) 監事が監事監査を行うときは、1日につき、5,000円を支給する。
- (5) 評議員選任・解任委員については、評議員選任・解任委員会に出席した場合、日当として、1回2,000円を支給するものとする。

(理事、監事の報酬の上限)

第3条 理事、監事に対して各年度の総額が132,000円を超えない範囲で、支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 職員兼務の常勤役員等に対する支払は、職員給与規程に定める時期とする。

- 2 その他の役員等に対する報酬は、当該会議又は業務に出席した都度支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日より施行する。